

第 2 7 4 回

香川県内水面漁場管理委員会議事録

令和 6 年 5 月 1 4 日

第274回 香川県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催年月日 令和6年5月14日
14時00分～15時30分

2. 開催場所 高松市番町四丁目1番10号
香川県庁12階大会議室

3. 出席した委員

会 長	一見和彦
委 員	竹内英樹
〃	岡田幸憲
〃	石田隆幸
〃	宮本礼子
〃	鈴木登美雄
〃	木村晃子
〃	長田美絵
〃	仲野和夫
〃	青木定信

4. 関係列席者（水産課、事務局）

水産課長	柏山浩史
事務局長兼漁業調整室長	植田豊
室長補佐兼事務局次長	藤原宗弘
室長補佐兼事務局次長	大山憲一
副主幹	小林武
副主幹	赤井紀子
主任	湯谷篤
主任	秦正樹
技師	丸山俊輔

5. 議事事項とその結果

第1号議案 「第五種共同漁業権遊漁規則について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第2号議案 「内水面の採捕許可について（協議）」

内容について事務局が説明し、了承された。

第3号議案 「令和6年漁期うなぎ稚魚漁業 採捕結果について（報告）」

内容について事務局が説明し、了承された。

第4号議案 「令和6年度しらすうなぎ養殖実態調査について（協議）」

内容について事務局が説明し、了承された。

6. 議事のあらまし

一見会長が挨拶の後、議長となり、議事録署名委員に石田委員と木村委員を指名して議事を進行した。

〔一見会長〕

第1号議案「第五種共同漁業権遊漁規則について（諮問）」を事務局から説明をお願いします。

〔事務局（赤井副主幹）〕

（資料1に基づいて説明。）

〔一見会長〕

共同漁業権遊漁規則、これは新たに設定ということですね。何かご質問やご意見がありますでしょうか。これはなぜ今回設定になったのですか。

〔赤井副主幹〕

これまでも作成していますが、10年に1度の漁業権の切替えに合わせて、新たに制定するものです。

〔一見会長〕

これまでも存在したということですね。

〔赤井副主幹〕

はい。

〔一見会長〕

この件にあたって、何かありますでしょうか。あゆについては9月1日から30日まで遊漁はダメだということになっていますが、その理由は何でしょうか。

〔赤井副主幹〕

理由については承知しておりませんが、行使規則でも、このような規制ができるということですか。

〔一見会長〕

私も吉野川で、年間1万円払って遊漁していますが、こちらはあゆも入っているのので、4千円では安い気がするのですが、もっと高くても良いのではないかと思います。値段の決め方は何かありますか。

〔岡田委員〕

4千円以上にあげたら、逆に入ってくれなくなるのではと思っています。

〔一見会長〕

何人ぐらいが、遊漁券を買われているのですか。

〔岡田委員〕

十数人ぐらいです。

〔一見会長〕

合計でも大した額にはならないですね。私は倍でもいいと思っています。

〔木村委員〕

他のレクリエーションに比べたら、すごい安いですね。

〔一見会長〕

絶対安いです。高いと言う人もいますが、高齢者（70歳以上）は無料ですし、すごく安いです。オンラインアプリのフィッシュパスというのは、クレジット決済等が付いていたんですが、遊漁券はその後送られてくるんですか。

〔柏山課長〕

全国的に何県かで、システムが使われているようです。

〔一見会長〕

他に何かございませんか。よろしいですか。

〔木村委員〕

資料3ページの第2条で、「遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申し出る」とありますが、口頭で良いのですか。言った、言わないのトラブルにならないのですか。今まではなっていないのですか。

〔一見会長〕

これは、遊漁券を持っているんだけどもという意味じゃないですよ。

〔木村委員〕

遊漁券を持っていても、組合に口頭で話をしに行かなきゃいけないんですか。何か、分かりにくいですね。

〔赤井副主幹〕

この制限にかかる部分について、釣りをされる場合、遊漁券が必要ですが、それ以外の場合については、口頭でというような国の雛型があり、それを参考にしたものです。

〔仲野委員〕

遊漁券を持ってない場合、そこの人に言って入るのと一緒です。連れは持っているけど、自分の券がない場合に、口頭でできます。

〔一見会長〕

ちょっと分かりにくくなっているかもしれませんね。

〔木村委員〕

今時なので、何か残しておいた方が良くはないのですか。

〔岡田委員〕

「券を買おうとしているが、どこに買いに行ったら良いですか。」との電話があります。

〔木村委員〕

釣りに行ったら、あらかじめここで券を受け取るというのはないのですか。

〔仲野委員〕

払う払わないの話なので、その前の話です。（券を）持っていない人が初めて行った時の話です。遊漁券を持ってる人はそのまま行きます。

〔一見委員〕

だから、申し出て、券を買ってくださいということだろうと思います。

〔仲野委員〕

納付の方法ですが、最後にお金を払うということです。

〔一見会長〕

オンラインなどが入ってきているので、その文言が分かりにくくなっています。

〔赤井副主幹〕

口頭でという文言が引っかかるので、なくてもいいということですね。

〔木村委員〕

今時、口頭を使うのかと思ったのです。

〔赤井副主幹〕

あらかじめ組合に申し出てという表現にすると、承認を受けて遊漁券を購入するという流れになるのかなと思います。

〔一見会長〕

二番目に、その組合は当該遊漁の承認という文言が入っています。この一番のところだから、何でしょうね。

〔仲野委員〕

口で伝えてから話が始まり、最後金を納めるという流れなので、言い方ですね。

〔一見委員〕

そのあたりの文言の整理というか、改正はどうなるのですか。

〔赤井副主幹〕

国の雛型では、第1項で「あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。」、第2項で「手釣り、竿釣り又は〇〇網による遊漁の場合は口頭で、その他の場合は（中略）遊漁承認申請書を提出、又はオンラインシステムによりしなければならない。」という書きぶりになっています。まず申し出なければならないということになります。

〔木村委員〕

組合に申し出るだけでいいのなら、口頭でというのを除けたほうが、今時はメール等いろいろな方法があると思いますし、他に方法もあると思います。

〔赤井副主幹〕

説明を省略しましたが、本件は、漁協総会の特別決議事項になっておりまして、3分の2以上の決議を経て提出していただいているものです。口頭を削除するところを、軽微な修正ということで捉えていただければ、変更して認可するというような形にできるのかなと思いますが、いかがですか。

〔岡田委員〕

これは軽微だと思います。口頭というのは削除したほうがいいと思います。

〔一見会長〕

他に何かありますか。

〔木村委員〕

質問ですが、（資料）3ページの遊漁期間のところ、ふなの（期間）1月1日から12月31日までというのは、書く必要があるんですか。1月1日から12月31日までだと1年中なので、それを特記するには何か理由があるのですか。

〔赤井副主幹〕

（投網のふなについては）カッコ書きで、ただし書きもございますので、このような記載になっているのかなと思います。

〔木村委員〕

出来ないときはないのですね。

〔赤井副主幹〕

この期間内だったらいいですという意味です。

〔一見会長〕

どのように書いても別に問題はないのでしょうか、この何日から何日までという書きぶりにしたいのでしょうか。

〔木村委員〕

逆にカッコ書きしているのも、読む人がカッコ書きしている部分をきちんと読んでもらえるようにするために、この期間を書く必要があったのかなと思います。

〔仲野委員〕

（カッコ書きの）項目で、投網の期間が決まっています。

〔木村委員〕

これのほうが大事なのですね。

〔柏山課長〕

行使規則なので、漁協を経由しているものになります。遊漁の方にお知らせするには、パンフレット等になりますので、ここはこのような形で期間を記入しておいて、後ろにただし書きの規定がありますから、投網でふなを採る人にとっては6月から翌年3月31日までの遊漁期間なんですよ、という方が大切なんだろうということです。遊漁者の方々にお知らせするときには、その部分が強調されるという形になろうかと思っています。ですから遊漁規則上のこのような表現の方が、明確なのかなと思います。

〔一見会長〕

他にありませんでしょうか。

（出席委員から特段の意見なし。）

〔一見会長〕

よろしいですか。それでは、第五種共同漁業権遊漁規則についてはお認めいただいたということで、どうもありがとうございました。それでは、続いて、第2号議案「内水面の採捕許可について（協議）」を事務局から説明をお願いします。

〔事務局（丸山技師）〕

（資料2に基づき、説明。）

〔一見会長〕

更新1件と承継3件、どちらも地元漁協の調整が図られていて、採捕許可方針を満たしているということで、特に問題はないように存じあげますが、何かご意見等ございますか。

（出席委員から特段の意見なし。）

〔一見会長〕

特に問題ないということですので、認めたいと思います。続きまして、「令和6年漁期うなぎ稚魚漁業 採捕結果について（報告）」を事務局から説明をお願いします。

〔事務局（秦主任）〕

（資料3に基づき、説明。）

〔一見会長〕

昨年の3倍ですか。何かございますでしょうか。他県（の状況）はどうだったのでしょうか。

〔秦主任〕

他県では去年よりも悪かったところが多かったようです。

〔一見会長〕

振れ幅でしょうか。

〔秦主任〕

本県は多くて2年前、3年前と同じような水準です。

〔一見会長〕

ありがとうございます。続いて、第4号議案「令和6年度しらすうなぎ養殖実態調査について（協議）」を事務局から説明をお願いします。

〔事務局（秦主任）〕

（資料4に基づき、説明。）

〔秦主任〕

6月27日（東讃・高松地区）に参加を希望される委員の方いらっしゃいますか。

〔木村委員・鈴木委員〕

参加します。

〔秦主任〕

ありがとうございます。それでは6月28日（中讃・三豊地区）に希望される委員さんはいらっしゃいますか。

〔仲野委員・青木委員〕

参加します。

〔一見会長〕

今回は2名ずつ行っていただけるということで、来年度からは、基本的には水産課の方で行っていただきます。議題にも入らないという予定だということですが、今日のような感じで、アナウンスだけいただけるのですね。では、その他ということで、何かありますでしょうか。

〔小林副主幹〕

5月31日に全内漁管連の通常総会があり、会長と事務局で出席予定となっております。その結果につきましては次回の内水面委員会で報告させていただく予定です。また、次回の内水面委員会は8月上旬の盆前ぐらいを予定しております。なお、本日の資料2・3については個人情報が含まれておりますので、その場に置いて帰っていただけたらと思います。

〔一見会長〕

その他で、委員の皆様方から何かありますか。

（出席委員から特段の意見なし。）

〔一見会長〕

今日はお忙しい中ありがとうございました。本日はこれで、委員会を閉会いたします。

〔14時30分終了〕

上記は、第274回香川県内水面漁場管理委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 一 見 和 彦

署名委員 石 田 隆 幸

署名委員 木 村 晃 子